

議事(1)

第五期ニホンザル管理計画の改正について

・資料1 第五期ニホンザル管理計画の改正について

令和6年8月

宮城県環境生活部自然保護課

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定に係る宮城県第五期ニホンザル管理計画の一部改正について

環境省で作成している特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）が令和6年5月末に改正されたため、宮城県のニホンザル管理計画を改正するもの。

1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドラインとは

- ・県が第二種特定鳥獣管理計画を作成することを想定して、環境省が作成しており、群れに対する評価方法や、捕獲方法について記載している。前回改定は平成27年。

2 国の方針の主な変更点

- ・捕獲基準の緩和や、捕獲実施の意思決定の簡略化など、改正前よりも被害軽減に必要な捕獲が迅速に実施できるような管理の進め方へ改正した。

3 県管理計画との整合性と今後の対応について

- ・これまでの県の管理計画では、ニホンザルの群れにそれぞれ評価（以下「群れ評価」と言う。）をしており、群れ評価に対する捕獲を含めた対策を記載している。全頭捕獲の対象は評価レベルの最も低い群れ（WF）のみとし、群れを存続させる方向で群れの追い上げ・追い払いを基本としていた。
- ・今回のガイドラインが改正されたことや、関係市町村へのヒアリングを行った結果を踏まえ、全頭捕獲及び多頭捕獲の対象範囲を拡げることとした。

〔改正概要〕

- ・群れに対する対策の区分けに「評価レベルが中程度の群れ」を追加し、今までは追い払いのみで対応していた群れ評価Dの群れについても、状況によっては多頭捕獲を検討できるようにした。
- ・「評価レベルのより低い群れ（E）」及び「評価レベルが最も低い群れ（F・WF）」の対策として多頭捕獲及び全頭捕獲の検討をできるようにした。

- ・今後、下記スケジュールにより、県の管理計画を改正していく。

6月	7月	8月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月
市町村・有識者事前説明	サル部会	親会	自環審諮問	パブコメ・協議	サル部会	親会	自環審答申	公表

宮城県第五期管理計画における群れに対する評価の考え方

●宮城県第五期管理計画における群れ評価レベルの判定基準

評価項目 評価レベル	県内群れ数	人に対する反応	農 地 へ の出方	住宅地への 出方	各種威嚇に 対する反応	追い上げのしやすさ の程度*	関係状態
A	2	数 100m の距離があっても接近して来る人の姿を見れば逃げる	出 没 し な い	出 没 し な い	威嚇する前に逃げ去る	① 上流側にはいない。下流側にはいる場合とない場合がある。 ② 良好。農耕地がない。	評価が高い (良好な関係) ↑ 評価が低い (陰悪な関係)
	4						
B	5	人との距離が 50～100m になると逃げる	時に群れのオスが出没する	出 没 し な い	強力花火を撃つとただちに逃げ去る	① 上流側にはいない。下流側にはいる場合とない場合がある。 ② 良好。農耕地はわずか。	
	6						
C	10	人との距離が 50m 以内になっても逃げないことがある	時にオトナメスも出没する	警戒しながらも住宅地のすぐ近くまで来ることがある	強力花火だどゆっくりと、銃器を使用すると急速に逃げる	① 上流側にはいない。下流側にはいる場合とない場合がある。 ② 良好。農耕地や人家が少しある。	
	5						
D	3	追い払ったら逃げるが、そうしなければ人を無視する	頻 繁 に オスやオトナメスが出没する	移動時に住宅地を通過する	強力花火や銃器等を併用するとゆっくりとだが逃げる	① 上流側にはいない。下流側にはいる場合とない場合がある。 ② やや良好。農耕地や人家がかなりある。	
	6						
E	5	追い払っても遠くへは逃げずに身を隠すだけのことが多い	頻 繁 に コドモやアカンボウも出 没 す る	休息時にも住宅地の人工物を利用することがある	強力花火や銃器等を併用しても逃げない個体がいる	① 上流側にいる。下流側にはいる場合とない場合がある。 ② 森林の面積より植林地・農耕地・宅地等の面積が上回る。	
	2						
F	0	人を恐れず、すぐ近くに身を隠すだけである	常に群れの全員が出没する	移動や休息に頻 繁 に 利用 し、軒下につるした農作物まで採食する	なにを使用しても近くにとどまり、移動方向を変えない	① 上流側にいる。下流側にいない。 ② 植林以外の森林面積が多くなく、農耕地や人家が入り組んで存在する。	
	2						
WF	0	逆に人を威嚇したり攻撃する場合もある	農 地 に 居 座 っ た 状態になる	家屋内まで侵入して食物をあさったり、人の手から食物を強奪さえる	あらゆる威嚇道具への対処法を学習し、逆に人に向ってくることがある	① 上流側にいる。下流側にいない。 ② 平坦な地形で植林以外の森林面積がほとんどなく、農耕地と人家が連続して存在する。	

※計 50 群れ（評価レベル未判定・判定不能 7 群れを除く）(R6.3 時点)

群れに対する対策の改正内容

国 加 害 レ ベ ル	群 れ 評 価	改正後 管理計画（案）			改正前 管理計画	
		新 群れに対する対策			旧 群れに対する対策	
		新 群れの グルー プ間	対策方法	捕獲の考え方	旧 群れの グルー プ間	対策方法
0	A	評価レ ベルが 高い群 れ	・積極的、組織的、 継続的な追い上 げ・追い払い （良好な関係に戻 しやすいと判断さ れる群れから行 う） ・集落環境整備等 の被害防除対策	・悪質度の高い問題個 体が特定できる場合には選 択捕獲を検討する。	評価レ ベルの より高 い群れ	・ポピュレーションごとに、 良好な関係に戻しやすいと 判断される群れから これま で以上に積極的、組織的、継 続的な追い上げを実施する。 ・サルの良好な生息地とな るよう追い上げ目標地域の 自然の多様性を保全する各 種対策を実施する。
1- 2	B					
2	C					
3	D	評価レ ベルが 中程度 の群れ	・積極的、組織的、 継続的な追い上 げ・追い払い ・集落環境整備等 の被害防除対策	・悪質度の高い問題個 体が特定できる場合には選 択捕獲を検討する。 ・追い払い等による効率 的な成果を得ることが難 しい場合（個体数が多い・ 追い上げ先に群れがある 等）には多頭捕獲を検討 する。	評価レ ベルの より低 い群れ	・被害農家，一般市町村民， 市町村間で早急に群れへの 対処法を検討し，具体的な到 達目標を定め，電気柵の設 置，捕獲及び直接的威嚇等の 諸対策を選択し，どのように 組み合わせて実施するかを 決定するとともに，追い上げ の可能性についても検討す る。
4	E	評価レ ベルの より低 い群れ	・追い上げの可能 性についても検討 する ・集落環境整備等 の被害防除対策	・関係者の合意形成のも と、多頭捕獲を検討する。 ・様々な対策を行った上 でも、被害がなくならな い場合や隣接群が多く、 すみ分けを図ることが困 難な群れは全頭捕獲を検 討する。		
4- 5	F	評価レ ベルが 最も低 い群れ	・全頭捕獲を行う 場合、隣接する群 れの追い上げ・追 い払いを実施する ・集落環境整備等 の被害防除対策	・関係者の合意形成のも と多頭捕獲又は全頭捕獲 を検討する。 （WF は全頭捕獲を積極 的に検討する。）		
5	W F				評価レ ベルが 最も低 い群れ	・個体数増加による群れの 分裂を防止するため，関係者 の合意形成のもと多頭捕獲 を含めた諸対策を実施する。 ・群れが分裂し，その遊動 域をより下流域（市街地側）

						に広げ被害を拡大させた群れについては、関係者の合意形成のもと全頭捕獲の実施も検討する。 ただし、全頭捕獲を実施する場合は、上流域に生息する群れの追い上げを徹底して行う必要がある。（追い上げを行わない場合、全頭捕獲された群れの遊動域に、新たに上流域の群れが定着し評価レベルを低下させるおそれがある。）
--	--	--	--	--	--	---

対策の実施に関する注意事項の改正内容

新	旧	補足
P29 7 第二種特定鳥獣の管理の目標に向けた政策 (2) 管理のための対策 ハ 対策の実施に関する注意事項 <u>対策を実施する場合には、</u>以下について十分配慮する必要がある。 また、その際には併せて、隣接市町村等に農作物・生活被害を拡大させないよう十分な配慮がなされなければならない。 (イ) 共通事項 <u>○防除対策を行うことにより加害性を低下させることも加害群の減少と言えることに留意し、まずは被害防除対策を徹底する。</u> ○ 対策実施中は、継続的に群れをモニタリングし、事態の推移を正確に掌握しながら、定期的に実施事項を見直す。 ○ 遊動域を水系のより下流域へ拡大させない,群れを分裂させない。<u>群れが分裂した場合、派生した群れについては評価レベル判定結果に基づいて対策を検討し、個体数の増加防止を図る。</u> ○人にすっかり馴れ、人の追い払いをなんなくかわす術(ずる賢さ)を完全に学習してしまったオスは、群れを出たあと人と良好な関係にある群れに追随することが多く、その群れと人との良好な関係に深刻な悪影響を及ぼすので、適切な監視等を通じて、群れを出る前に捕獲等(多頭捕獲を含む。)の対策を講ずる。 ○ 群れの評価レベルに基づいた具体的対策を、隣接群との関係を十分に考慮した上で実施する。 また、人馴れが著しく顕著で、かつ良好な関係を築くことが困難と判断された群れ<u>や個体</u>については、選択捕獲<u>から</u>全頭捕獲<u>までを含め捕獲を積極的に</u>検討する。 表 8 には、第四期までの評価レベルを参考に検討した、群れごとの対応方針を示す。なお、群れの評価レベルは、計画期間中においても必要に応じ、部会で再検討を行うこととする。新たな群れが発見された場合も同様に、部会で評価及び対応方針について検討する。 (ロ) 追い払い <u>○追い払いによる追い散らし(資料：1.用語の解説参照)が結果として今まで農作物・生活被害が発生</u>	P29 7 第二種特定鳥獣の管理の目標に向けた政策 (2) 管理のための対策 ハ 対策の実施に関する注意事項 特に、評価レベルのより低い群れ(E～WFレベル)に対しては、以下について十分配慮する必要がある。 また、その際には併せて、隣接市町村等に農作物・生活被害を拡大させないよう十分な配慮がなされなければならない。 ○ 対策実施中は、継続的に群れをモニタリングし、事態の推移を正確に掌握しながら、定期的に実施事項を見直す。 ○ 遊動域を水系のより下流域へ拡大させない,群れを分裂させない、<u>群れから出たオスに対しては、捕獲も含め評価レベルの高い群れに悪影響を与えない対応策を迅速に講じる。</u> ○ 遊動域の下流域への拡大や群れの分裂等が発生した場合は次のような対応に努める。 ・ 追い払いの結果による追い散らし(資料：1.用語の解説参照)の結果により、今まで農作物・生活被害が発生していなかった地域に被害が拡大した場合には、その地域から群れを追い払い、元の地域に戻すことを最優先させる。 ・ 追い払いの結果による追い出しで、新たな地域に分裂群が移動し農作物・生活被害を発生させた場合には、分裂群の速やかな捕獲(全頭捕獲を含む。)に努める。 ・ 人にすっかり馴れ、人の追い払いをなんなくかわす術(ずる賢さ)を完全に学習してしまったオスは、群れを出たあと人と良好な関係にある群れに追随することが多く、その群れと人との良好な関係に深刻な悪影響を及ぼすので、適切な監視等を通じて、群れを出る前に捕獲等(多頭捕獲を含む。)の対策を講ずる。 ○ 群れの評価レベルに基づいた具体的対策を、隣接群との関係を十分に考慮した上で実施する。 <u>分裂により、新たに派生した群れについては、生息状況調査の評価レベル判定結果に基づく多頭捕獲や全頭捕獲を検討し、個体数の増加防止を図る。</u> また、人馴れが著しく顕著で、かつ良好な関係を築くことが困難と判断された群れ____については、選択捕獲____や全頭捕獲____を_____検討する。 表 8 には、第四期までの評価レベルを参考に検討した、群れごとの対応方針を示す。なお、群れの評価レベルは、計画期間中においても必要に応じ、部会で再検討を行うこととする。新たな群れが発見された場合も同様に、部会で評価及び対応方針について検討する。 _____ _____ _____	(旧) 評価レベルの低い群れに限らず、すべての群れに対する共通事項もあるため、削除 (新) (イ) 共通事項【項目の追加】 被害防除が捕獲に優先することを、(地域住民に)認識させる (新) 分裂についての記載が、下記で再度出てくるため、移動。 (旧) 群れから出たオスに対しては～、は下記で再度出てくる内容のため、重複させないため削除。 (旧) 分裂により～は上記に移動したため、削除 (ロ) 追い払い【項目の追加】 内容は前回と同様 分裂の部分は重なるため削除

<u>していなかった地域に被害を拡大させた場合には、その地域から群れを追払い、元の地域に戻すことを最優先させる。</u> <u>(ハ) 多頭捕獲</u> <u>○多頭捕獲を行う場合には、捕獲目標頭数を設定すること。(残す目安としては、最低でも 3 0 頭以上、かつオトナメス 1 0 頭以上が含まれること。3 0 頭まで減らしても被害軽減が認められない場合は、周辺の個体群全体と当該群の実情を勘案しつつ、さらに踏み込んだ捕獲を行うことも検討する。)</u> <u>(ニ) 全頭捕獲</u> <u>○全頭捕獲は、様々な被害防除対策を実施しても加害性が低下しない群れを対象とすること。</u> <u>○関係者と合意形成を行うこと。</u> <u>○悪質な加害個体を取り逃がすことを避けるため、大型檻での捕獲は十分に誘引をすること。</u> <u>○複数の群れの誘導域が重複する地域には捕獲檻を設置しないこと。</u> <u>○評価レベルの高い群れ、中程度の群れを対象とした全頭捕獲は行わないこと。長期の餌付けがかえって群れの加害性を高め、地域の被害を拡大させる恐れがあるので、行わないこと。</u> <u>○追い上げ・追払いを行わない場合、全頭捕獲された群れの遊動域に、新たに隣接群が定着し評価レベルを低下させるおそれがあるので留意すること。</u>		(ハ) 多頭捕獲【項目の追加】 多頭捕獲を繰り返し行うことで結局全頭捕獲になってしまうことがあったことから、捕獲目標頭数を設定したもの。3 0 頭程度というのは、国ガイドラインから、多頭捕獲を行うにあたり、管理上効果的な個体数の目安とされている。 (ニ) 全頭捕獲【項目の追加】 関係者との合意形成とは、大型檻に誘引するにあたり、誘引時期に人里に降りてくるようになり、一時的に被害が増えることから、住民や被害農家に対し合意形成が必要であるということ。
--	--	---

宮城県第五期ニホンザル管理計画 新旧対照表

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
1 計画策定の背景及び目的 (略) 2 管理すべき鳥獣の種類 (略) 3 計画の期間 (略) 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 (略) 5 管理の現状 (1)～(6) (略) 6 第二種特定鳥獣の管理の目標 (1)～(5) (略) 7 第二種特定鳥獣の管理の目標達成に向けた施策 (1) 人との関係から見たサルの評価 (略) (2) 管理のための対策 イ ポピュレーションに対する対策 ロ 群れに対する対策 市町村は、評価レベルごとの対策を以下に基づき講じるものとするが、個体数の増加による分裂や遊動域の拡大が予想される場合は、捕獲も含めた対策を検討する。 県は、生息状況調査結果を市町村に提供し、その対策について助言などを行うこととする。	1 計画策定の背景及び目的 (略) 2 管理すべき鳥獣の種類 (略) 3 計画の期間 (略) 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 (略) 5 管理の現状 (1)～(6) (略) 6 第二種特定鳥獣の管理の目標 (1)～(5) (略) 7 第二種特定鳥獣の管理の目標達成に向けた施策 (1) 人との関係から見たサルの評価 (略) (2) 管理のための対策 イ ポピュレーションに対する対策 (略) ロ 群れに対する対策 市町村は、評価レベルごとの対策を以下に基づき講じるものとするが、個体数の増加による分裂や遊動域の拡大が予想される場合は、捕獲も含めた対策を検討する。 県は、生息状況調査結果を市町村に提供し、その対策について助言などを行うこととする。

変 更 後 (新)				変 更 前 (旧)			
群 れ 評 価	群れのグ ループ間	群れに対する対策		(イ) 評価レベルのより高い群れ (A～D レベル) への対策 ・ <u>ポピュレーションごとに、良好な関係に戻しやすいと判断される群れからこれまでに以上に積極的、組織的、継続的な追い上げを実施する。(資料 4, 5 参照)。</u> ・ <u>サルの良い生息地となるよう追い上げ目標地域の自然の多様性を保全する各種対策を実施する。</u> (ロ) 評価レベルのより低い群れ (E～F レベル) への対策 ・ <u>被害農家、一般市町村民、市町村間で早急に群れへの対処法を検討し、具体的な到達目標を定め、電気柵の設置、捕獲及び直接的威嚇等(資料 3 参照)の諸対策を選択し、どのように組み合わせて実施するかを決定するとともに、追い上げの可能性についても検討する。</u> (ハ) 評価レベルが最も低い群れ (WF) への対策 ・ <u>個体数増加による群れの分裂を防止するため、関係者の合意形成のもと多頭捕獲を含めた諸対策を実施する。</u> ・ <u>群れが分裂し、その遊動域をより下流域(市街地側)に広げ被害を拡大させた群れについては、関係者の合意形成のもと全頭捕獲の実施も検討する。</u> <u>ただし、全頭捕獲を実施する場合は、上流域に生息する群れの追い上げを徹底して行う必要がある。(追い上げを行わない場合、全頭捕獲された群れの遊動域に、新たに上流域の群れが定着し評価レベルを低下させるおそれがある。)</u>			
	A	評価レベ ルが高い 群れ	・積極的、組織的、継続的な 追い上げ・追い払い (良好な関係に戻しやすい と判断される群れから行 う)				
	B		・集落環境整備等の被害防 除対策				
	C		・悪質度の高い問題個体が特定できる 場合には選択捕獲を検討する。				
	D	評価レベ ルが中程 度の群れ	・積極的、組織的、継続的な 追い上げ・追い払い ・集落環境整備等の被害防 除対策				
	E	評価レベ ルのより 低い群れ	・追い上げの可能性につい ても検討する ・集落環境整備等の被害防 除対策				
	F	評価レベ ルが最も 低い群れ	・全頭捕獲を行う場合、隣 接する群れの追い上げ・追 い払いを実施する ・集落環境整備等の被害防 除対策				
W F							

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
ハ 対策の実施に関する注意事項 対策を実施する場合には、以下について十分配慮する必要がある。また、その際には併せて、隣接市町村等に農作物・生活被害を拡大させないよう十分な配慮がなされなければならない。 (イ) 共通事項 ○ 防除対策を行うことにより加害性を低下させることも加害群の減少と言えることに留意し、まずは被害防除対策を徹底する。 ○ 対策実施中は、継続的に群れをモニタリングし、事態の推移を正確に掌握しながら、定期的の実施事項を見直す。 ○ 遊動域を水系のより下流域へ拡大させない、群れを分裂させない。<u>群れが分裂した場合、派生した群れについては評価レベル判定結果に基づいて対策を検討し、個体数の増加防止を図る。</u> ○ 人にすっかり馴れ、人の追い払いをなんなくかわす術（ずる賢さ）を完全に学習してしまったオスは、群れを出たあと人と良好な関係にある群れに追従することが多く、その群れと人との良好な関係に深刻な悪影響を及ぼすので、適切な監視等を通じて、群れを出る前に捕獲等（多頭捕獲を含む。）の対策を講ずる。 ○ 群れの評価レベルに基づいた具体的対策を、隣接群との関係を十分に考慮した上で実施する。 また、人馴れが著しく顕著で、かつ良好な関係を築くことが困難と判断された群れや<u>個体</u>については、選択捕獲から全頭捕獲までを含め捕獲を積極的に検討する。表 8 には、第四期までの評価レベルを参考に検討した、群れごとの対応方針を示す。 なお、群れの評価レベルは、計画期間中においても必要に応じ、部会で再検討を行うこととする。新たな群れが発見された場合も同様に、部会で評価及び対応方針につい	ハ 対策の実施に関する注意事項 特に、評価レベルのより低い群れ（E～WF レベル）に対しては、以下について十分配慮する必要がある。また、その際には併せて、隣接市町村等に農作物・生活被害を拡大させないよう十分な配慮がなされなければならない。 ○ 対策実施中は、継続的に群れをモニタリングし、事態の推移を正確に掌握しながら、定期的の実施事項を見直す。 ○ 遊動域を水系のより下流域へ拡大させない、群れを分裂させない、<u>群れから出たオスに対しては、捕獲も含め評価レベルの高い群れに悪影響を与えない対応策を迅速に講じる。</u> ○ 遊動域の下流域への拡大や群れの分裂等が発生した場合は次のような対応に努める。 ・ 追い払いの結果による追い散らし（資料：1.用語の解説参照）の結果により、今まで農作物・生活被害が発生していなかった地域に被害が拡大した場合には、その地域から群れを追い払い、元の地域に戻すことを最優先させる。 ・ <u>追い払いの結果による追い出しで、新たな地域に分裂群が移動し農作物・生活被害を発生させた場合には、分裂群の速やかな捕獲（全頭捕獲を含む。）に努める。</u> ・ 人にすっかり馴れ、人の追い払いをなんなくかわす術（ずる賢さ）を完全に学習してしまったオスは、群れを出たあと人と良好な関係にある群れに追従することが多く、その群れと人との良好な関係に深刻な悪影響を及ぼすので、適切な監視等を通じて、群れを出る前に捕獲等（多頭捕獲を含む。）の対策を講ずる ○ 群れの評価レベルに基づいた具体的対策を、隣接群との関係を十分に考慮した上で実施する。 <u>分裂により、新たに派生した群れについては、生息状況調査の評価レベル判定結果に基づく多頭捕獲や全頭捕獲を検討し、個体数の増加防止を図る。</u>また、人馴れが著しく顕著で、かつ良好な関係を築くことが困難と判断された群れについては、選択捕獲や全頭捕獲を検討する。表 8 には、第四期までの評価レベルを参考に検討した、群れごとの対応方針を示す。 なお、群れの評価レベルは、計画期間中においても必要に応じ、部会で再検討を行うこととする。新たな群れが発見された場合も同様に、部会で評価及び対応方針に

